

「特定農薬（特定防除資材）として指定された資材（天敵を除く。）の留意事項について」（平成26年3月28日付け25消安第5776号・環水大士発第1403281号農林水産省消費・安全局長・環境省水・大気環境局長通知）一部改正新旧対照表
 （下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>特定農薬（特定防除資材）として指定された資材（天敵を除く。）の留意事項について (略) (略) 別紙1 (略) 別紙2 (略) 別紙3 1 重曹の範囲について 一・二 (略) 三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく日本薬局方（平成23年3月24日厚生労働省告示第65号）医薬品各条に規定する炭酸水素ナトリウム、重曹又は重炭酸ナトリウムであり、同法及び同告示にのっとり表示がされたもの 四～六 (略) 2 (略) 別紙4 (略)</p>	<p>特定農薬（特定防除資材）として指定された資材（天敵を除く。）の留意事項について (略) (略) 別紙1 (略) 別紙2 (略) 別紙3 1 重曹の範囲について 一・二 (略) 三 薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく日本薬局方（平成23年3月24日厚生労働省告示第65号）医薬品各条に規定する炭酸水素ナトリウム、重曹又は重炭酸ナトリウムであり、同法及び同告示にのっとり表示がされたもの 四～六 (略) 2 (略) 別紙4 (略)</p>